レンタサイクル利用申込書（兼予約申込書）

レンタサイクルの利用について、下記の記載事項に同意し、レンタサイクルの貸出を申込みます。

１．道路交通法を守り安全にご利用ください。

２．安全運転に務め、他者の通行障害になるような行為をしないでください。

３．レンタサイクルを転貸しないでください。

４．レンタサイクルの利用中の事故については、管理者は一切責任を負いません。

　　（当レンタサイクルについては、防犯登録とＴＳマーク付帯保険に加入しています。）

５．レンタサイクルの返却は、貸出日の午後5時45分までに返却してください。

当日に返却できない場合には、1日分の追加料金を請求します。

６．利用中に故障した場合には、浜田市観光協会に連絡してください。また、自転車から離れる場合は必ず施錠してください。施錠せずの盗難、鍵の紛失、利用者の過失による破損に対して、浜田市観光協会から利用者に、損害額相当の費用を請求する場合もございます。

利用料金　電動自転車　3時間700円(税込)　1日1,000円(税込)

　　　　　普通自転車　3時間500円(税込)　1日800円(税込)

　　　　　※3時間を超えた場合は、1日料金となります。

また、貸出日に返却できなかった場合は、1日分の追加料金を請求いたします。

上記、申込同意事項に同意し、下記のとおり利用申込をします。（太線枠内をご記入ください）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者（代表者） | ふりがな氏　名 |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 住　所 | 〒　　　　－ |
| 連絡先携帯電話 | 　　　－　　　　　－ | 利用目的 | 観光　・　仕事その他（　　　　　　　　） |
| ◆協会記入◆ |  ～申込み内容～ |
| 電動アシスト付自転車　　　　　台　3時間700円・1日1,000円・追加1,000円※翌日9時返却 |
| 普通自転車　　　　　　　　　　台　3時間500円・1日800円・追加800円※翌日9時返却 |
| ご本人確認 | 運転免許証・健康保険証・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 貸出日 | 令和　　年　　　月　　　日 | ﾚﾝﾀｻｲｸﾙNo | 　　　　　　　　　号車 |
| 貸出時刻 | 　　　時　　　　　分 | 利用料金 | 　　　　　　　　　　円 |
| 返却予定時刻 | 　　　時　　　　　分 | 受付者 |  |
| 返却時刻 | 　　　時　　　　　分 |  |  |
| 自転車チェック | タイヤ | ベルト・チェーン | ブレーキ | フレーム | その他 |
| 貸出前／返却後 | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ |

 【レンタサイクル予約欄】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 予約者氏名 |  | 連絡先 | 　　　　　－　　　　－ |
| 利用予約日 | 令和　　年　　月　　日 | 利用予定時刻 | 　　時　　　分～　　　時　　　分 |
| 貸出自転車種類 | 電動アシスト付自転車　　　　台　　・　　普通自転車　　　　　台 |
| 予約受付者 |  | その他備考欄 |  |

　【手荷物預かり受付欄】

お申込、ご予約、お問い合わせ先

一般社団法人　浜田市観光協会

TEL0855-24-1085　FAX0855-24-1081

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手荷物個数 | 　　　　　個 | № |
| 利用料金 | 　　　　　円 |  |

（2021.4.1様式変更）

一般社団法人浜田市観光協会　手荷物一時預かり約款

**１．お預りできないもの**

(1)現金、貴重品、有価証券類、パスポート、その他貴重品と判断したもの

(2)遺骨、位牌、美術品全般

(3)動物

(4)揮発性、または爆発物等の危険品及び化学薬品類等

(5)鉄砲、刀剣類及び犯罪の用に供されるおそれのあるもの

(6)臭気を発するもの、腐敗・変質しやすいもの、不潔なもの

(7)法律で所持携帯を禁じられているもの

(8)その他保管に適さないと認められるもの

**２．預入料金**

1日1個につき500円（レンタサイクル「はまちゃり」利用の場合は300円）

**３．預入期間**

預入時から当日午後5時45分まで

※当日、預入期間を過ぎた場合、1日の追加料金を加算します。以降同じ。

**４．預入期間経過後の処理**

預入期間を超え、なお連絡のない場合、預入開始日から7日保管します。ただし、この場合もこの約款の規定によります。

**５．預入できないものを預けた場合等の処理**

　預入期間中及び預入期間経過後の保管中において、その預入品が第1項(預入できないもの)に該当する疑いがあるときは、当方においてその実情に応じ、開被、保管破棄、そのほか適切な処理をすることがあります。

**６．お引取りのない場合の処理**

7日経過してもお引取りのない預入品は、当方において処分し、その代金は保管料その他の費用に充当します。

**７．事故による責任**

次の各号の場合は、預入品の滅失、または毀損等の損害を生じても当方はその責任を負いません。

(1)第1項に掲げる品への滅失、または毀損等の損害

(2)天災事変等の不可抗力による場合

(3)司法権等の発動により関係官公署から預入品を押収又は証拠品として提出を求められた場合

(4)第三者の不法行為による滅失又は毀損等の損害

(5)その他、当方の責めに帰さない場合